

HIDAKASEIBU

SINCE1973 FPR PROFESSIONAL

救急講習会のご案内

あなたは心肺蘇生法できますか？

私たちは、いつ、どこで、突然のケガや病気におそわれるかわかりません。そんなときに、家庭や職場でできる手当のことを「応急手当」、心臓マッサージと人工呼吸を行うことを「心肺蘇生法」といいます。

個人・町内会・学校・各種施設等からの救急講習会の依頼を受け、消防職員が赴き、救急講習会を行います！！

- 1 内容 (1) 普通救命講習Ⅰ（3時間）
心肺蘇生法やAED操作、異物除去、止血法、骨折固定法などのカリキュラムに添って行います。
※ 受講者には、修了証を交付いたします。
(2) 一般救命講習（1時間から2時間程度）
普通救命講習Ⅰの様にカリキュラムはなく、受講者の希望に添った内容で実施することができます。
※ 上記の他にも、受講したい内容や、講習会実施時間等の希望がありましたらご相談ください。
- 2 指導者 富川消防署・日高支署の救急救命士及び救急隊員
- 3 対象者 どなたでも、気軽に参加できます。
- 4 参加費 無料で行えます。

自分の心臓が止まってしまったとき、多くの人は心肺蘇生法を受けることを望むでしょう。周りの人が心肺蘇生法を行うことによって社会復帰を果たした人も少なくありません。いざというとき、救急車が到着するまで、直ちに心肺蘇生法を行えるよう学ぶ必要があります。



日高西部消防組合
富川消防署 TEL 01456-2-1521
日高支署 TEL 01457-6-2244

119

調理師の皆様へ！



働いている調理師は、
『調理師業務従事者届』を出すことが
調理師法で義務づけられています。

近年、国民の食生活においては、外食の機会が増えており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割はますます重要になってきました。

このため、調理師の資質の向上を目的とする各種事業が円滑に実施できるよう、働いている調理師は「就業届」を出すことが義務づけられています。

☆届出の必要な方は、次のところで調理の業務に従事している調理師です。

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

☆平成30年12月31日現在の状況を書き込んで、**平成31年1月15日までに**働いている地域の北海道全調理師会各支部に届け出てください。

☆インターネットでの届出も可能です。

次のウェブサイトアドレス（URL）もしくはQRコードからアクセスしてください。

ウェブサイトアドレス（URL）または「平成30年度北海道調理師就業届」で検索

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=uSEbFakL>

QRコード（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）



【問い合わせ先】

◎一般社団法人北海道全調理師会

札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園404

電話 011-511-1326

FAX 011-511-1351

◎北海道全調理師会各支部

日高郡新ひだか町静内本町3丁目3-4

電話 0146-42-0425

◎北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111（内線25-516）

◎最寄りの保健所及び地域保健支所

北海道静内保健所（企画総務課） 日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8-1

電話 0146-42-0251

北海道・一般社団法人北海道全調理師会